

消費者トラブル注意報

Vol.21

アンケートに答えて優待券が届いた！ 個人情報情報の不正入手や高額契約に注意

「『アンケートに答えたお礼に』と『優待券』や『割引券』などが届いた」という相談が寄せられています。アンケートと称して個人情報を入力したり、高額な商品の契約を勧められたりする場合もあるので、注意が必要です。

《事例》

○自宅に「意識調査をしている」と電話があり、アンケートに回答した。後日、お礼の品として、パソコンのプレゼントなどさまざまな特典が選べる優待券が届いた。確認のために「申込先」として記載されていた電話番号に電話をかけたが出なかった。

○アンケートのお礼として割引券の付いたカタログが届いたが、回答した覚えがない。

《アドバイス》

○アンケートに答える場合は相手をよく確認し、不審に思ったときは安易に回答しないようにしましょう。また、公的機関と思わせる名称をかたってくる場合もあるので、注意が必要です。

○お礼や特典の案内を受け



取っても、不審な点がある場合は安易に業者に連絡しないようにしましょう。

○一見、無料に思える優待券や、お得に感じる割引券でも、利用の際に高額な契約が伴う場合もあるので、十分注意してください。

◆相談・問い合わせ先

匠瑳市消費生活センター(相談専用電話) ☎74・7007

日時：原則月・火・木・金曜日 9時～12時、13時～16時

場所：市役所3階産業振興課